

総合デジタル通信サービス契約約款

平成 2 1 年 1 1 月 1 日

K V H 株式会社



目 次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第2章 総合デジタル通信サービスの種類	7
第4条 総合デジタル通信サービスの種類	7
第3章 総合デジタル通信サービスの提供区域等	8
第5条 総合デジタル通信サービスの提供区域等	8
第4章 契約等	8
第1節 ISDNに係る契約等	8
第6条 ISDNの内容	8
第7条 契約の単位	8
第8条 契約者回線の終端	8
第9条 収容区域	8
第10条 契約申込の方法	9
第11条 契約申込の承諾	9
第12条 最低利用期間	9
第13条 契約者回線番号	10
第14条 請求による契約者回線番号の変更	10
第15条 共用契約者回線の指定の変更等	10
第16条 区別の変更	10
第17条 多重アクセスの提供	11
第18条 契約者回線等の移転	11
第19条 特定他社接続回線に係る変更等の通知	11
第20条 契約者回線等の利用の一時中断	11
第21条 ISDN利用権の譲渡	12
第22条 契約者が行うISDN契約の解除	12
第23条 当社が行うISDN契約の解除	12
第24条 その他の提供条件	12
第2節 共用型マネージドIP-PBX	12
第25条 契約の単位	12
第26条 契約申込の方法	13
第27条 契約申込の承諾	13
第28条 最低利用期間	13

第29条	IP電話端末番号	13
第30条	IP電話端末接続用ポートの移転の制限	14
第31条	その他の提供条件	14
第3節	専用型マネージドIP-PBX	14
第32条	契約の単位	14
第33条	契約申込の方法	14
第34条	契約申込の承諾	14
第35条	最低利用期間	15
第36条	IP電話端末の増設又は廃止	15
第37条	IP電話端末番号	15
第38条	IP電話端末の移転	15
第39条	その他の提供条件	16
第5章	付加機能	16
第40条	付加機能の提供	16
第41条	付加機能の利用の一時中断	16
第6章	回線相互接続	16
第42条	当社又は他社の電気通信回線の接続	16
第43条	特定他社接続回線の相互接続	17
第44条	相互接続点の所在場所の掲示等	17
第7章	利用中止及び利用停止	17
第45条	利用中止	17
第46条	利用停止	17
第8章	通信	18
第47条	通信の種類等	18
第48条	相互接続点との間の通信等	19
第49条	通信利用の制限	19
第50条	特定他社接続回線による制約	19
第51条	通信時間の測定等	20
第52条	外国における取扱制限	20
第53条	国際通信の利用制限	20
第54条	デジタル通信モードによる国際通信の利用登録	20
第9章	料金等	20
第55条	料金及び工事に関する費用	21
第56条	基本料金の支払義務	21
第57条	通信料金の支払義務	22
第58条	工事費の支払義務	22

第59条	料金の計算等	23
第60条	割増金	23
第61条	延滞利息	23
第62条	相互接続通信の料金の取扱い	23
第63条	協定事業者が定める相互接続通信の料金等の滞納通知	23
第10章	保 守	24
第64条	契約者の維持責任	24
第65条	契約者の切分責任	24
第66条	修理又は復旧の順位	24
第11章	損害賠償	25
第67条	責任の制限	25
第68条	免責	26
第12章	雑 則	26
第69条	他の電気通信事業者との利用契約の締結	26
第70条	承諾の限界	27
第71条	利用に係る契約者の義務	27
第72条	契約者以外の者の利用に係る契約者の義務	28
第73条	契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	28
第74条	法令に規定する事項	28
第75条	総合デジタル通信サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	29
第76条	契約者の氏名等の通知	29
第77条	特定事業者からの通知	29
第78条	特定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	29
第79条	特定他社接続回線に関する手続きの代行	29
第80条	閲覧	30
第81条	番号情報の提供	30
第82条	預託金等	30
第83条	相殺	30
第84条	特約	31
第13章	附帯サービス	31
第85条	電話帳	31
別記		32
料金表		41
通 則		41
第1表	料金	43
第1	基本料金	43

第2 通信料金	5 3
第3 手続きに関する料金	7 7
第2表 工事費	7 8
附則	8 2

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）及び条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）に基づき、この総合デジタル通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより総合デジタル通信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 総合デジタル通信網	主として64kb/sの伝送速度により符号、音響又は影像の伝送交換等を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。）
4 総合デジタル通信サービス	総合デジタル通信網を使用して行う電気通信サービス
5 総合デジタル通信サービス営業所	総合デジタル通信サービスの契約事務等を行う当社の事業所
6 総合デジタル通信取扱局	電気通信設備を設置し、それにより総合デジタル通信サービスを提供する当社の事業所
7 相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

8	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者
9	I S D N 契約	当社から I S D N の提供を受けるための契約
10	I S D N 契約者	当社と I S D N 契約を締結している者
11	共用型マネージド I P - P B X 契約	当社から共用型マネージド I P - P B X の提供を受けるための契約
12	共用型マネージド I P - P B X 契約者	当社と共用型マネージド I P - P B X 契約を締結している者
13	専用型マネージド I P - P B X 契約	当社から専用型マネージド I P - P B X の提供を受けるための契約
14	専用型マネージド I P - P B X 契約者	当社と専用型マネージド I P - P B X 契約を締結している者
15	マネージド I P - P B X	当社が設置する共用型マネージド I P - P B X 又は専用型マネージド I P - P B X
16	マネージド I P - P B X 契約者	共用型マネージド I P - P B X 契約者又は専用型マネージド I P - P B X 契約者
17	契約者	I S D N 契約者、共用型マネージド I P - P B X 契約者又は専用型マネージド I P - P B X 契約者
18	契約約款等	契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
19	相互接続通信	相互接続点を經由する通信
20	収容局設備	総合デジタル通信取扱局に設置される電気通信設備
21	契約者回線	I S D N 契約に基づいて当社が指定する収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
22	特定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者であって、別記 1 に定める特定の電気通信事業者
23	接続契約者回線	総合デジタル通信取扱局と相互接続点（当社と特定事業者との間の相互接続点に限ります。）との間に設置される契約者回線
24	特定他社接続回線	相互接続点において接続契約者回線と接続する電気通信回線であって、特定事業者が設置するもの
25	接続契約者回線等	接続契約者回線及びその接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線
26	I P 電話端末接続用ポート	共用型マネージド I P - P B X と I P 電話端末（当社が別に定める電話端末をいいます。以下同じとします。）と接続するための当社の電気通信設備（当社が別に定めるところにより、1 の I P 電

	話端末につき1のIP電話端末接続用ポートを使用します。)
27 IP電話端末接続用ポート群	当社が別に定めるところにより、その共用型マネージドIP-PBXに係るIP電話端末接続用ポートのグループをいいます。
28 IP電話端末群	当社が別に定めるところにより、その専用型マネージドIP-PBXに係るIP電話端末のグループをいいます。
29 契約者等回線	契約者回線、接続契約者回線、IP電話端末接続用ポート又はIP電話端末
30 契約者回線等	契約者回線、接続契約者回線等、IP電話端末接続用ポート又はIP電話端末
31 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
32 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
33 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
34 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
35 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
36 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 総合デジタル通信サービスの種類

(総合デジタル通信サービスの種類)

第4条 総合デジタル通信サービスには、次の種類があります。

サービスの種類	サービスの内容
ISDN	当社が収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して1.536Mb/sで提供するサービス
共用型マネージドIP-PBX	当社が別に定めるところにより、1のマネージドIP-PBXを2以上の共用型マネージドIP-PBX契約者に提供するものであって、当社の電気通信回線と一体として提供するサービス
専用型マネージドIP-PBX	当社が別に定めるところにより、1のマネージドIP-PBXを1の専用型マネージドIP-PBX契約者に提供するものであって、当社の電気通信回線と一体として提供するサービス

第3章 総合デジタル通信サービスの提供区域等

(総合デジタル通信サービスの提供区域等)

第5条 当社の総合デジタル通信サービスは、当社が別記2に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約等

第1節 ISDNに係る契約等

(ISDNの内容)

第6条 ISDNは、1の契約者回線等において、23の通信チャネル(64kb/sで信号を伝送することが可能なチャネルをいいます。以下「Bチャネル」といいます。)及び1の制御チャネル(64kb/sで主として制御信号を伝送することが可能なチャネルをいいます。以下「Dチャネル」といいます。)又は24のBチャネルを利用することができます。

ただし、24のBチャネルを利用するISDN(以下「24B利用」といいます。)は、23のBチャネル及び1のDチャネルを利用(以下「23B+D利用」といいます。)する契約者回線等(以下「共用契約者回線」といいます。)を併せて用いる場合に限り提供します。

2 Bチャネルの通信の取扱いについて、料金表第1表第2(通信料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約の単位)

第7条 当社は、1の契約者回線等ごとに1のISDN契約を締結します。この場合、ISDN契約者は1のISDN契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、ISDN契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の場所を定めるときは、ISDN契約者と協議します。

(収容区域)

第9条 当社は、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより収容区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する総合デジタル通信サービス営業所においてその収容区域を閲覧に供します。

(契約申込の方法)

第10条 I S D N契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を総合デジタル通信サービス営業所に提出していただきます。

2 前項の場合において、そのI S D N契約の申込みが2 4 B利用に係るI S D N契約の申込みであるときは、共用契約者回線としてI S D N (2 3 B + D利用に限ります。) の契約者回線等を指定していただきます。

3 接続契約者回線等に係る契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を総合デジタル通信営業所に提出していただきます。

- (1) その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
- (2) その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
- (3) その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に係る特定事業者の名称
- (4) その他、接続契約者回線等に係る契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第11条 当社は、I S D N契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI S D N契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2) I S D N契約の申込みをした者が総合デジタル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 2 4 B利用に係るI S D N契約の申込みにあつては、その申込みをする者が、共用契約者回線のI S D N契約者でないとき。
- (4) 接続契約者回線等に係る契約申込にあつては、その接続契約者回線と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る特定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 I S D Nには、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、I S D Nの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 I S D N契約者は、前項の最低利用期間内にI S D N契約の解除等(接続契約者回線等に係る契約の解除等を含みます。)があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を一括して支払っていただきます。

(契約者回線番号)

第13条 契約者回線番号は、1の契約者回線等ごとに当社が定めます。

ただし、24B利用のための契約者回線番号については、共用契約者回線と同一の契約者回線番号を付与します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをISDN契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第66条(修理又は復旧の順位)注書きの規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

第14条 ISDN契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、総合デジタル通信サービス営業所に対し、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(共用契約者回線の指定の変更等)

第15条 当社は、24B利用に係るISDN契約者から請求があったときは、共用契約者回線の指定の変更を行います。

2 前項の請求によるほか、当社は、共用契約者回線の移転等により、第6条(ISDNの内容)第2項の規定に該当しなくなったとき、又は共用契約者回線のISDN契約者が24B利用を廃止したときは、速やかに共用契約者回線の指定の変更等の請求をしていただきます。

3 当社は、前2項の請求があったときは、第11条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、第2項の規定によりISDN契約者が速やかに指定の変更等の請求を行わないときは、その契約者回線等について、次条に規定する区別の変更の請求があったものとして取り扱います。

(区別の変更)

第16条 当社は、ISDN契約者から請求があったときは、23B+D利用と24B利用との間の変更(以下「区別の変更」といいます。)を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（多重アクセスの提供）

第17条 ISDN契約者は、多重アクセス（契約者回線の終端の場所が同一であって、ISDN契約者が同一の者である複数のISDNの契約者回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

2 ISDN契約者は、前項の請求に当たっては、料金表第1表第1（基本料金）に規定する伝送速度の区分を、あらかじめ指定していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の移転）

第18条 ISDN契約者は、契約者回線等の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点とその他の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（特定他社接続回線に係る変更等の通知）

第19条 ISDN契約者は、その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線を変更する場合には、その変更の内容を速やかに、総合デジタル通信営業所に通知していただきます。

2 ISDN契約者は、その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に関し、次の場合には、そのことを速やかに総合デジタル通信営業所に通知していただきます。

(1) 特定他社接続回線に係る特定事業者との契約の解除

(2) 特定他社接続回線に係る利用休止

3 当社は、前項の通知があったときは、第22条（契約者が行うISDN契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第20条 当社は、ISDN契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その契約者回線等及び契約者回線番号等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 24B利用に係る契約者回線等については、共用契約者回線の利用の一時中断があったときは、これを利用することはできません。

(I S D N利用権の譲渡)

第 21 条 I S D N利用権 (I S D N契約者が I S D N契約に基づいて、 I S D Nの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の事前の書面による承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I S D N利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により総合デジタル通信サービス営業所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により I S D N利用権の譲渡の承認を求められたときは、 I S D N利用権を譲り受けようとする者について第 11 条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 I S D N利用権の譲渡があったときは、譲受人は、 I S D N契約者の有していた一切の権利及び義務 (第 6 2 条 (相互接続通信の料金の取扱い) の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。) を承継します。

(契約者が行う I S D N契約の解除)

第 22 条 I S D N契約者は、 I S D N契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ総合デジタル通信サービス営業所に書面により通知していただきます。

(当社が行う I S D N契約の解除)

第 23 条 当社は、第 4 6 条 (利用停止) の規定により I S D Nの利用を停止された I S D N契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I S D N契約を解除することがあります。

2 当社は、 I S D N契約者が第 4 6 条各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、 I S D Nの利用停止をしないでその I S D N契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その I S D N契約を解除しようとするときは、あらかじめ I S D N契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 24 条 I S D N契約に関するその他の提供条件については、別記 3 及び別記 4 に定めるところによります。

第 2 節 共用型マネージド I P - P B X

(契約の単位)

第 25 条 当社は、 1 の I P 電話端末接続用ポート群ごとに 1 の共用型マネージド I P - P B X 契約を締結します。この場合、共用型マネージド I P - P B X 契約者は 1 の共用型マネージド

IP - PBX契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第26条 共用型マネージドIP - PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を総合デジタル通信サービス営業所に提出していただきます。

- (1) 共用型マネージドIP - PBXの設置場所(当社が別に定める場所に限ります。)
- (2) IP電話端末接続用ポートの数
- (3) その他、契約申込の内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第27条 当社は、共用型マネージドIP - PBX契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その共用型マネージドIP - PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 共用型マネージドIP - PBX又はIP電話端末接続用ポートを設置し、保守することが技術上困難なとき。
- (2) 共用型マネージドIP - PBX契約の申込みをした者が総合デジタル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第28条 共用型マネージドIP - PBXには、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、共用型マネージドIP - PBXの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 共用型マネージドIP - PBX契約者は、前項の最低利用期間内に共用型マネージドIP - PBX契約の解除等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を一括して支払っていただきます。

(IP電話端末番号)

第29条 IP電話端末番号は、1のIP電話端末接続用ポート群ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話端末番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、IP電話端末番号を変更する場合には、あらかじめそのことを共用型マネージドIP - PBX契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第66条(修理又は復旧の順位)注書きの規定による場合は、IP電話端末番号を変更することがあります。

(IP電話端末接続用ポートの移転の制限)

第30条 当社は、IP電話端末接続用ポートの移転の請求は取扱いません。

2 当社は、共用型マネージドIP-PBX契約者から前項の請求があったときは、そのIP電話端末接続用ポートは廃止されたものとして取り扱います。

(その他の提供条件)

第31条 請求による番号の変更、利用の一時中断、権利の譲渡、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、ISDNの場合に準ずるものとします。

2 前項に定めるほか、共用型マネージドIP-PBX契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第3節 専用型マネージドIP-PBX

(契約の単位)

第32条 当社は、1のIP電話端末群ごとに1の専用型マネージドIP-PBX契約を締結します。この場合、専用型マネージドIP-PBX契約者は1の専用型マネージドIP-PBX契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第33条 専用型マネージドIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を総合デジタル通信サービス営業所に提出していただきます。

ただし、その専用型マネージドIP-PBX契約に係る電気通信回線の数には申込みできません。

- (1) 専用型マネージドIP-PBXの設置場所(当社が別に定める場所に限ります。)
- (2) IP電話端末の数(IP電話端末の数は50端末以上に限ります。)
- (3) その他、契約申込の内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第34条 当社は、専用型マネージドIP-PBX契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用型マネージドIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 専用型マネージドIP - PBX又はIP電話端末を設置し、保守することが技術上困難なとき。
- (2) 専用型マネージドIP - PBX契約の申込みをした者が総合デジタル通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) IP電話端末の数が49端末以下であるとき。
- (4) 専用型マネージドIP - PBX契約の申込みをした者が、当社別に定めるその専用型マネージドIP - PBX契約に係る電気通信回線の数に同意しないとき。
- (5) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第35条 専用型マネージドIP - PBXには、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用型マネージドIP - PBXの提供を開始した日(IP電話端末の増設等により新たに設置した部分については、そのIP電話端末の提供を開始した日)から起算して2年間とします。
- 3 専用型マネージドIP - PBX契約者は、前項の最低利用期間内に専用型マネージドIP - PBX契約の解除又はIP電話端末の廃止等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を一括して支払っていただきます。

(IP電話端末の増設又は廃止)

第36条 専用型マネージドIP - PBX契約者は、IP電話端末の増設又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第34条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(IP電話端末番号)

第37条 IP電話端末番号は、1のIP電話端末群ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話端末番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、IP電話端末番号を変更する場合には、あらかじめそのことを専用型マネージドIP - PBX契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第66条(修理又は復旧の順位)注書きの規定による場合は、IP電話端末番号を変更することがあります。

(IP電話端末の移転)

第38条 専用型マネージドIP - PBX契約者は、IP電話端末の移転の請求をすることができます。

きます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第34条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第39条 請求による番号の変更、利用の一時中断、権利の譲渡、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、ISDNの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に定めるほか、専用型マネージドIP-PBX契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第40条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線等について、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、付加機能の提供について、料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の利用の一時中断)

第41条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第42条 契約者は、その契約者回線等の終端(相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を総合デジタル通信サービス営業所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信

回線により行う通信について、その品質を保証しません。

- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により総合デジタル通信サービス営業所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により総合デジタル通信サービス営業所に通知していただきます。

(特定他社接続回線の相互接続)

第43条 当社は、接続契約者回線に係る契約申込を承諾したときは、その接続契約者回線に係る相互接続点において、指定のあった特定他社接続回線との接続を行います。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第44条 当社は、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所について、当社が指定する総合デジタル通信営業所に掲示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第45条 当社は、次の場合には、総合デジタル通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第49条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第44条(相互接続点の所在場所の掲示等)の規定により、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。

- 2 当社は、前項の規定により総合デジタル通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 24B利用に係る契約者回線等については、共用契約者回線の利用の中止があったときは、これを利用することはできません。

(利用停止)

第46条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった総合デジタル通信サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の

料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その総合デジタル通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務(特定他社接続回線に係るものを含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
 - (2) 第71条(利用に係る契約者の義務)又は第72条(契約者以外の者の利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、総合デジタル通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- 3 24B利用に係る契約者回線等については、共用契約者回線の利用の停止があったときは、これを利用することはできません。

第8章 通信

(通信の種類等)

第47条 通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

- 2 契約者等回線から契約者回線等(協定事業者が提供する総合デジタル通信サービス等に係る契約者回線等を含みます。以下、この条において同じとします。)への通信については、発信者番号通知(発信者の契約者回線番号又はIP電話端末番号(以下「契約者回線番号等」といいます。))を着信者の契約者回線等へ通知することをいいます。)を行います。

ただし、発信者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

- 3 前項の場合において、当社は、契約者回線番号等を着信者の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 契約者は、本条第2項の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(注2) 本条第2項に規定する契約者等回線から契約者回線等への通信のうち、当社が別に定める通信

については、発信者番号通知を行わない場合があります。

(相互接続点との間の通信等)

第 48 条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限るものとします。

(通信利用の制限)

第 49 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 1 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(特定他社接続回線による制約)

第 50 条 契約者は、特定事業者の契約約款等の定めるところにより、その接続契約者回線と接続する特定他社接続回線を使用することができない場合においては、その接続契約者回線を使

用することができません。

(通信時間の測定等)

第 51 条 通信時間の測定等については、料金表第 1 表第 2 (通信料金) に定めるところによります。

(外国における取扱制限)

第 52 条 国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(国際通信の利用制限)

第 53 条 契約者は、コールバックサービス (契約者回線等から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛てに継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(デジタル通信モードによる国際通信の利用登録)

第 54 条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き料金表第 1 表第 2 (通信料金) に規定するデジタル通信モードによる国際通信を提供します。この場合、契約者は、当社が指定する総合デジタル通信サービス営業所に利用登録の申込みをしていただきます。

ただし、デジタル通信モードによる国際通信の取扱いについて、料金表第 1 表第 2 に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 登録申込みを行った契約者が総合デジタル通信の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) デジタル通信モードによる国際通信の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

第 9 章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第 55 条 当社が提供する総合デジタル通信サービスの料金は基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

2 当社が提供する総合デジタル通信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第 2 表 (工事費) に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供する総合デジタル通信サービスの態様に応じて、基本使用料、ユニバーサルサービス料、加算額及び付加機能使用料を合算したものとします。

(基本料金の支払義務)

第 56 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線等又は付加機能の提供を開始した日から起算して、契約の解除等 (接続契約者回線等に係る契約の解除等を含みます。以下、この条において同じとします。) 付加機能の廃止、IP 電話端末接続用ポート又は IP 電話端末の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除等又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本料金) に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により総合デジタル通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 共用契約者回線の利用の一時中断又は利用停止による場合であっても、24 時間利用に係る契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (4) 前 3 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、総合デジタル通信サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備 (接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線を含みます。) による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この表において同じとします。) が生じた場合 (2 欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、暦日当たり 2	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (暦日当たり 2 時間以上のものに限り、) について、それに該当する日数を計算し、その日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金

時間以上その状態が連続したとき。	
2 移転（接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線の移転を含みます。）に伴って、総合デジタル通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（ISDN契約者（特定他社接続回線に係るものについては特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する専用契約者を含みます。）の都合により総合デジタル通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金

- 3 基本料金の扱いについて、料金表第1表第1にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料金の支払義務）

第57条 契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線等から行った通信（その契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）	その契約者回線等の契約者

- 2 通信料金の扱いについて、料金表第1表第2にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第62条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。
- 4 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

第58条 契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において

「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算等)

第 59 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 60 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 61 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(相互接続通信の料金の取扱い)

第 62 条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記5から別記7に定めるところによります。

(協定事業者が定める相互接続通信の料金等の滞納通知)

第 63 条 当社は、契約者が、第 62 条(相互接続通信の料金の取扱い)の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払

期日までに支払わないときは、その契約者回線等の契約者回線番号等及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第64条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第65条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、総合デジタル通信取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第66条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第49条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの

	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にその総合デジタル通信取扱局及び契約者回線番号等を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第67条 当社は、総合デジタル通信サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供を行わなかったことの原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。)は、その総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、暦日当たり2時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款等の定めにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(暦日当たり2時間以上のもの)に限り、それに対応する日数を計算し、その日数に対応するその総合デジタル通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1(基本料金)に規定する料金(料金表に定めるユニバーサルサービス料を除きます。)

(2) 料金表第1表第2(通信料金)に規定する料金(総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。)

以下、同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(3) 相互接続通信(料金設定事業者が当社以外のものとなる相互接続通信であって、その料金を当社が請求することとなるものに限ります。)に係る協定事業者の契約約款等に規定する通信料金(当社又はその通信に係る協定事業者の課金資料に基づき、第2号の場合と同様の方法により算出します。)

3 前2項の場合を除き、当社は契約者に対し、一切の賠償を負いません。

4 当社の故意又は重大な過失により総合デジタル通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第68条 当社は、総合デジタル通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(総合デジタル通信取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第69条 総合デジタル通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、別記15に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別に定める利用契約を締結したことになります。

ただし、総合デジタル通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気

通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により利用契約を締結した総合デジタル通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、その契約者回線等において該当する電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その総合デジタル通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第 70 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(その請求に係る契約者回線が接続契約者回線である場合において、その接続契約者回線と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る特定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第 71 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備(マネージド I P - P B X に係る端末設備を含みます。以下この条において同じとします。)を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

- 2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

- 3 契約者(契約者が契約者以外の者に利用させる場合を含みます。以下この項において同じと

します。)による総合デジタル通信サービスの利用又は誤用の結果として生じうる、第三者からの請求並びに損失、責任及び弁護士費用を含む費用等の一切につき当社を免責すること。

ただし、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 当社は、契約者にかかる請求について速やかに通知すること。
- (2) 契約者が、かかる請求を処理すること。
- (3) 当社が契約者に対して(契約者の費用で)かかる請求の防御に関して合理的な協力をすること。
- (4) かかる免責は、直接損害に限られないものとする。

(契約者以外の者の利用に係る契約者の義務)

第 72 条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、その総合デジタル通信サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第 6 4 条 (契約者の維持責任)
- イ 第 6 5 条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記 8 (自営端末設備の接続)
- エ 別記 9 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記 1 0 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記 1 1 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第 73 条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等については、別記 1 3 に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第 74 条 総合デジタル通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 8 から別記 1 2 に定めるところによります。

(総合デジタル通信サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第75条 当社は、当社が指定する総合デジタル通信サービス営業所において、総合デジタル通信サービスにおける基本的な技術的事項及び総合デジタル通信サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第76条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び契約者回線番号等をその協定事業者へ通知することがあります。

2 当社は、契約者回線等から相互接続通信を行う場合に、その契約者回線等の契約者回線番号等をその相互接続通信に係る協定事業者へ通知します。

(特定事業者からの通知)

第77条 当社は、ISDN契約者が第19条（特定他社接続回線に係る変更等の通知）に規定する通知を行わなかった場合、又は当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、相互接続協定に基づき、特定事業者から特定他社接続回線に係るISDN契約者の情報の通知を受けることがあります。ISDN契約者は、これを承諾していただきます。

(特定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第78条 当社は、ISDN契約者から申出があったときは、次の場合に限り、特定事業者の契約約款等の規定により特定事業者がそのISDN契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その特定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたISDN契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのISDN契約者の申出について特定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのISDN契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(特定他社接続回線に関する手続きの代行)

第79条 当社は、接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に関する申込、請求及び届出等について、当該特定他社接続回線に係る特定事業者に対する手続きの代行を行います。

2 前項の実施にあたり、当該契約申込者又はISDN契約者は、あらかじめ当社に当該申込、

請求及び届出等に関する当該特定事業者所定の書類を、当社の総合デジタル通信サービス営業所に提出していただきます。

(閲覧)

第 80 条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(番号情報の提供)

第 81 条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線等の情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

（注 1）本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注 2）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 10 年郵政省告示第 570 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、西日本電信電話株式会社に対し、その電気通信事業者等への番号情報を停止する措置を行うよう請求します。

（注 3）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(預託金等)

第 82 条 当社は、契約者の支払義務の担保としての預託金の支払や前払金の支払その他支払条件の変更等当社の債権保全のための合理的措置を要求することができるものとします。また、当社は、契約者の当社に対する全債務（請求書送付前の本サービスの請求金額を含む。）の与信限度を設定することができるものとします。

(相殺)

第 83 条 当社は、契約者が当社に対して負う債務と当社が契約者に対して負う債務を相殺することができるものとします。

(特約)

第 84 条 この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第 13 章 附帯サービス

(電話帳)

第 85 条 当社は、契約者から請求があったときは、別記 16 に定めるところにより、電話帳(当社が別に定める特定事業者が発行する電話帳をいいます。)の掲載を行います。

別記

1 特定事業者

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

2 総合デジタル通信サービスの提供区域等

当社の総合デジタル通信サービスの提供区域等は次のとおりとします。

(1) ISDNに係るもの

契約者回線

ア 下表に掲げる営業区域内における契約者回線の終端相互間

契約者回線の提供区域	
東京都	23区内の一部、狛江市の一部、調布市の一部
神奈川県	横浜市の一部、川崎市の一部
千葉県	千葉市の一部
大阪府	大阪市の一部、門真市の一部、吹田市の一部、摂津市の一部、豊中市の一部、東大阪市の一部、守口市の一部
兵庫県	神戸市の一部

イ アの契約者回線の終端と下記のアに定める接続契約者回線等の終端との間

ウ アの契約者回線の終端と相互接続点との間

接続契約者回線等

ア 下表に掲げる接続契約者回線等の終端相互間

接続契約者回線等の提供区域	
東京都	23区内(島嶼部を除く。) 狛江市の一部、調布市の一部
神奈川県	横浜市
大阪府	大阪市の一部、門真市の一部、吹田市、摂津市の一部、豊中市、東大阪市の一部、守口市

イ アの接続契約者回線等の終端と上記のアに定める契約者回線の終端との間

ウ アの接続契約者回線等の終端と相互接続点との間

(2) 共用型マネージドIP-PBXに係るもの

当社が別に定める場所等

(3) 専用型マネージドIP - PBXに係るもの

東京都23区の一部

3 氏名等の変更の届出

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先に変更があった場合には、そのことを速やかに総合デジタル通信サービス営業所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず総合デジタル通信サービス営業所に届出がないときは、第23条(当社が行うISDN契約の解除)及び第46条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、総合デジタル通信サービス営業所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 相互接続通信の料金の取扱い

(1) 別記7(相互接続通信の接続形態と料金等の取扱い)に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて別記7に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記7に定めるところによります。

(2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

6 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 端末系事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固

	定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(この表の6に規定する「当社が別に定める利用形態により電気通信サービスを提供する協定事業者」を除きます。)
4 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
5 国際事業者	国際音声伝送役務を提供する協定事業者(この表の2に規定する協定事業者を除きます。)
6 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(この表の3に規定する協定事業者であって、当社が別に定める利用形態により電気通信サービスを提供する協定事業者を含みます。)

7 相互接続通信の接続形態と料金等の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	(1) (2)以外の場合	当社	当社	その通信の発信に係る契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 : 端末系事業者に係る電気通信設備(当社の契約者回線等を含みます。)又はIP電話事業者に係る電気通信設備	(2) 電気通信番号規則第10条第3項に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。

2	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等 着信側の電気通信設備 : 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備	当社	当社	その通信の発信に係る契約者回線等の契約者	携帯・自動車電話事業者の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。	
3	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等 着信側の電気通信設備 : P H S 事業者に係る電気通信設備	当社	当社	その通信の発信に係る契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。	
4	発信側の電気通信設備 : 端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	(1) (2)以外の場合	端末系事業者	端末系事業者	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(2) 電気通信番号規則第5条又は第10条第3項に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者又は端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備 : 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	(1) (2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	携帯・自動車電話事業者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

		(2) 電気通信番号規則 第 10 条第 3 項に規定 する電気通信番号を 使用して通信を行っ た場合	その電気通 信番号の指 定を受けた 中継事業者 又は端末系 事業者	同左	その電気通信 番号の指定を 受けた中継事 業者又は端末 系事業者の契 約約款等に規 定する者	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者又 は端末系事業者 の契約約款等に 定めるところに よります。
6	発信側の電気通信設備 : P H S 事業者に係る電 気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	(1) (2)以外の場合	P H S 事業 者	P H S 事 業者	その P H S 事 業者の契約約 款等に規定す る者	その P H S 事業 者の契約約款等 に定めるところ によります。
		(2) 電気通信番号規則 第 10 条第 3 項に規定 する電気通信番号を 使用して通信を行っ た場合	その電気通 信番号の指 定を受けた 中継事業者 又は端末系 事業者	同左	その電気通信 番号の指定を 受けた中継事 業者又は端末 系事業者の契 約約款等に規 定する者	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者又 は端末系事業者 の契約約款等に 定めるところに よります。
7	発信側の電気通信設備 : I P 電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等		I P 電話事 業者	I P 電話 事業者	その I P 電話 事業者の契約 約款等に規定 する者	その I P 電話事 業者の契約約款 等に定めるとこ ろによります。
8	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等 着信側の電気通信設備 : 国際事業者に係る電気通信設備等		当社	当社	その通信の発 信に係る契約 者回線等の契 約者	この約款の定め るところにより ます。

8 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設

備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

- ア その接続が技術基準に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

1 1 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

1 2 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

1 3 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下本項において同じとします。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づいて設置する契約者回線等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

1 4 新聞社等の基準

区 分	基 準
-----	-----

1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

1 5 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約
ソフトバンクテレコム株式会社	第2種中継電話等契約

1 6 電話帳

- (1) 契約者から請求があったときは、特定事業者が発行又は提供する50音別電話帳(ハローページ)、電話番号案内(104)及びエンジェルラインについて、その契約者又はその契約者の指定する者の氏名、名称又は称号のうちの一つ、契約者回線等の終端のある場所その他特定事業者の契約約款等の規定に従った事項を掲載します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する電話帳掲載に関する料金の支払いを要します。
- (3) 当社は、次の場合に該当するときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、電話帳への掲載に係る請求を承諾しないことがあります。

料金表第1表に規定する代表機能の提供を受けている場合であって、その契約者回線番号又はIP電話端末番号が代表番号以外のものであるとき。

第14条(請求による契約者回線番号の変更)の規定に基づき、迷惑電話を防止するために契約者回線番号等を変更した場合であって、その契約者回線番号等を変更した日から起算して1年を経過していないものであるとき。
- (4) 当社は、契約者回線番号等が電話帳に掲載されているISDN、共用型マネージドIP-PBX又は専用型マネージドIP-PBXについて、その契約者から請求があったときは、その番号が掲載される地域の特定事業者の電話帳を実費で配付します。

17 電話番号案内

- (1) 契約者から請求があったときは、特定事業者が提供する電話番号案内（104）及びエンジェルラインについて、その契約者又はその契約者の指定する者の氏名、名称又は称号のうちの一つ、契約者回線等の終端のある場所その他特定事業者の契約約款等の規定に従った事項を登録します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する電話番号案内の手続きに関する料金の支払いを要します。

18 番号ポータビリティ

- (1) 契約者が総合デジタル通信サービスの提供を受ける電気通信事業者を特定事業者から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、特定事業者から付与された契約者回線番号を変更することなく、当社のサービスの提供を受けることができるようにします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき。

契約者が、特定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となる時。（当社が別に定める場合を除きます。）

特定事業者の業務の遂行上支障があるとき。

その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- (2) 契約者は(1)の申込み又は解約をする場合で、当社がその承諾をしたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第1表（料金）に規定する番号ポータビリティに関する料金の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払っていただく料金を、料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払を請求します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（ユニバーサルサービス料を除きます。以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に契約者回線等又は付加機能の提供の開始等があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除等、付加機能の廃止、I P 電話端末接続用ポート又はI P 電話端末の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に契約者回線等又は付加機能の提供の開始をし、その日にその契約の解除等、付加機能の廃止、I P 電話端末接続用ポートの廃止又はI P 電話端末の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第56条（基本料金の支払義務）第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる暦日当たり2時間以上をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円（1.05円）未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第56条(基本料金の支払義務)から第58条(工事費の支払義務)までの規定、第62条(相互接続通信の料金の取扱い)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信の料金については、この限りではありません。

(注1) 支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注2) この料金表が表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の総合デジタル通信サービス営業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 収容区域の設定	<p>ア 当社は、ISDNの提供区域について、1の総合デジタル通信取扱局に契約者回線等を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的・経済的・地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>								
(2) 特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表の適用	<p>次に掲げるものについては、特定事業者の定める専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下、この料金表において同じとします。）に規定する高速デジタル伝送サービスに関する料金表の規定に準じて取り扱います。</p> <p>ア 品目に係る料金の適用</p> <p>イ 細目に係る料金の適用</p> <p>ウ 回線距離の測定</p> <p>エ 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</p>								
(3) 接続契約者回線と相互に接続できる特定事業者の高速デジタル伝送サービスの品目	<p>接続契約者回線と相互に接続できる特定他社接続回線には、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する品目等のうち、次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">サービスクラス</th> <th style="text-align: center;">保守の区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高速デジタル伝送サービス</td> <td style="text-align: center;">1.5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">エコノミークラス</td> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 臨時専用契約（特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。）については、提供しません。</p>	区 分	品 目	サービスクラス	保守の区別	高速デジタル伝送サービス	1.5Mb/s	エコノミークラス	タイプ2
区 分	品 目	サービスクラス	保守の区別						
高速デジタル伝送サービス	1.5Mb/s	エコノミークラス	タイプ2						
(4) タイプによる料金の適用	<p>当社は、ISDNの料金額を適用するにあたって、次表のとおりタイプを定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">タイプ</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプA</td> <td style="text-align: center;">タイプB以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプB</td> <td style="text-align: center;">接続契約者回線等によりISDNを提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内 容	タイプA	タイプB以外のもの	タイプB	接続契約者回線等によりISDNを提供するもの		
タイプ	内 容								
タイプA	タイプB以外のもの								
タイプB	接続契約者回線等によりISDNを提供するもの								

<p>(5) 多重アクセス を利用している場 合の料金の適用</p>	<p>ア 多重アクセスには、次の伝送速度の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="564 360 1264 510"> <thead> <tr> <th>伝送速度の区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45Mb/s</td> <td>44.736メガビット/秒までの多重化が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1. 当社は、ISDN(タイプAに限ります。)の契約者回線について、1の多重アクセスを利用する契約者回線の数の合計が「当社が別に定める数」以上となる場合に限り多重アクセスを提供します。</p> <p>2. 1の多重アクセス当たりの最大契約者回線数は28契約者回線とします。</p> <p>イ 多重アクセスは「23B+D」に限り提供します。</p> <p>ウ 多重アクセスを利用している場合の契約者回線の基本使用料については、2-1-1の(1)の額から次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="539 987 1264 1088"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISDN(タイプAに限ります。)</td> <td>別に定める料金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 多重アクセスを利用している場合の回線終端装置の加算額及び工事費は、その契約者回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線終端装置の加算額及び工事費を適用します。</p>	伝送速度の区分	内 容	45Mb/s	44.736メガビット/秒までの多重化が可能なもの	区 分	基本使用料の減額(月額)	ISDN(タイプAに限ります。)	別に定める料金額
伝送速度の区分	内 容								
45Mb/s	44.736メガビット/秒までの多重化が可能なもの								
区 分	基本使用料の減額(月額)								
ISDN(タイプAに限ります。)	別に定める料金額								
<p>(6) 特定事業者が 設定する料金又は 工事費の扱いにつ いて</p>	<p>特定事業者の定める専用サービス契約約款の規定により、当該特定事業者が設定することとした料金又は工事に関する費用の取扱いは、当該特定事業者の専用サービス契約約款に定めるところによります。</p>								

<p>(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア I S D N、共用型マネージド I P - P B X 及び専用型マネージド I P - P B X には、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除等（特定他社接続回線については、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する利用休止又は契約の解除を含みます。）があった場合は、その残余の期間に対応する料金（基本使用料とします。以下、この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用型マネージド I P - P B X 契約者は、最低利用期間内に I P 電話端末の廃止があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ I S D N 契約者又は専用型マネージド I P - P B X 契約者は、最低利用期間内に契約者回線等の移転があった場合は、移転前の料金額から、移転後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>								
<p>(8) サービス品質（I S D N に関する開通遅延期間）に係る基本料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 11 条（契約申込の承諾）の規定により I S D N 契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその I S D N 契約者とが合意したその契約者回線（タイプ A によるものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始予定日（以下、この欄において「開通予定日」といいます。）に、その I S D N 契約者の責めによらない理由によりその契約者回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその契約者回線の提供を実際に開始した日までの日数（開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下、この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その I S D N 契約に係る基本料金（以下、この欄において「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="564 1559 1265 1756"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日以上 6 日未満</td> <td>1 回線ごとに 3,000 円 (3,150 円)</td> </tr> <tr> <td>6 日以上 11 日未満</td> <td>1 回線ごとに 6,000 円 (6,300 円)</td> </tr> <tr> <td>11 日以上</td> <td>1 回線ごとに 9,000 円 (9,450 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ アの規定による料金返還は、返還対象料金月の翌月末（その月の当社の最終営業日とします。）までに、当社が別に定める方法により I S D N 契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還額（税込額）	1 日以上 6 日未満	1 回線ごとに 3,000 円 (3,150 円)	6 日以上 11 日未満	1 回線ごとに 6,000 円 (6,300 円)	11 日以上	1 回線ごとに 9,000 円 (9,450 円)
開通遅延日数	料金返還額（税込額）								
1 日以上 6 日未満	1 回線ごとに 3,000 円 (3,150 円)								
6 日以上 11 日未満	1 回線ごとに 6,000 円 (6,300 円)								
11 日以上	1 回線ごとに 9,000 円 (9,450 円)								

<p>(9) サービス品質 (共用型マネージドIP-PBXに関する開通遅延期間)に係る基本使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第27条(契約申込の承諾)の規定により共用型マネージドIP-PBX契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその共用型マネージドIP-PBX契約者とが合意したそのIP電話端末接続用ポートの提供の開始予定日(以下、この欄において「開通予定日」といいます。)に、その共用型マネージドIP-PBX契約者の責めによらない理由によりそのIP電話端末接続用ポートの提供を開始できなかった場合は、開通予定日からそのIP電話端末接続用ポートの提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下、この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その共用型マネージドIP-PBX契約に係る基本使用料(以下、この欄において「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、そのIP電話端末接続用ポートの提供を開始した日における基本使用料(以下、この欄の規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p> <p>ウ アの場合において、そのIP電話端末接続用ポートに係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="571 1173 1275 1370"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日以上6日未満</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>6日以上11日未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>11日以上</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの規定による料金返還は、返還対象料金月の翌月末(その月の当社の最終営業日とします。)までに、当社が別に定める方法により共用型マネージドIP-PBX契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1日以上6日未満	15%	6日以上11日未満	30%	11日以上	45%
開通遅延日数	料金返還率								
1日以上6日未満	15%								
6日以上11日未満	30%								
11日以上	45%								
<p>(10) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用</p>	<p>付加機能を提供した場合には、2(料金額)の2-3に規定する付加機能使用料を適用します。</p>								

(11)ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 当社は、契約者回線番号、IP電話端末番号及び2-3に規定する番号情報送出機能における追加番号(以下、「番号」といいます。)について、1の番号ごとに2(料金額)の2-4に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。)を適用します。</p> <p>イ アに規定する番号の提供を開始した場合又はその番号の提供を廃止した日が料金月の初日以外の場合は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p>ウ イの場合、ユニバーサルサービス料の日割は行いません。</p>
--------------------	---

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 ISDNに係るもの

(1) タイプAのもの

契約者回線1回線ごとに月額

料 金 額 (税込額)
20,000円(21,000円)

(2) タイプBのもの

接続契約者回線等1回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税込額)
特定他社接続回線が東日本電信電話株式会社のもの	75,000円(78,750円)
特定他社接続回線が西日本電信電話株式会社のもの	75,000円(78,750円)

(注) 特定他社接続回線は、当社が別に定めるものに限ります。

2-1-2 共用型マネージドIP-PBXに係るもの

IP電話端末接続用ポート1ポートごとに月額

料 金 額 (税込額)
1,600円(1,680円)

2-1-3 専用型マネージドIP-PBXに係るもの

IP電話端末1端末ごとに月額

料 金 額 (税込額)
4,000円(4,200円)

2 - 2 加算額（契約者回線に係るもの（接続契約者回線等に係るものを除きます。））

月額

区 分		単 位	料 金 額（税込額）
ア 回線終端装置	1.5Mb/s 用のもの	1 台ごとに	5,000円（5,250円）
	45Mb/s 用のもの	1 台ごとに	別に定める料金額
イ 配線設備 （配線盤から回線終端装置までの間の配線設備）		1 配線ごとに	2,000円（2,100円）

（注1） 上表の加算額については、1の契約者回線について、1の終端ごとに回線終端装置を1台（又は配線設備を1配線）として料金額を適用します。

（注2） 多重アクセスについては、1の多重アクセスについて、1の終端ごとに回線終端装置を1台（又は配線設備を1配線）として料金額を適用します。

2 - 3 付加機能使用料

月額

区 分		単 位	料 金 額 （税込額）
ア 番号情報送出機能（ダイヤルイン）	その契約者回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線等の契約者回線番号、IP電話端末番号又は追加番号（契約者からの請求により当社がその契約者回線等に付与した契約者回線番号又はIP電話端末番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能	1 契約者回線番号、1 IP電話端末番号又は1追加番号ごとに	100円 （105円）

	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者回線等に提供します。 2. 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 3. その契約者回線等において代表機能を利用している場合には、当社は、契約者が番号情報送出機能はその代表機能を利用しているすべての契約者回線等で利用する場合に限り提供します。 4. 追加番号により行う通信については、当社は、その追加番号を契約者回線等の契約者回線番号又はI P 電話端末番号とみなして料金の算定を行います。 5. 追加番号に関するその他の提供条件については、契約者回線番号又はI P 電話端末番号の場合に準ずるものとします。 	
イ 代表機能	2 以上の契約者回線番号又は I P 電話端末番号について、それらの契約者回線番号又は I P 電話端末番号を代表とする代表契約者回線番号を定め、その代表契約者回線番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか 1 の契約者回線番号又は I P 電話端末番号に接続することができるようにする機能		—
ウ メッセージボックス機能	この機能を利用するマネージド I P - P B X に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをそのマネージド I P - P B X 契約者又はマネージド I P - P B X 契約者が指定した者に対し当社が別に定める方法により通知する機能	1 I P 電話端末番号又は 1 追加番号ごとに	5 0 0 円 (5 2 5 円)

	備考	<p>1. マネージドIP-PBXに限り提供します。</p> <p>2. 録音したメッセージは、当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>3. 当社は、この機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4. 録音できるメッセージの数及び時間その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
<p>エ システム短縮 ダイヤル機能</p>	<p>そのIP電話端末接続用ポート群以外の通信相手先の契約者回線番号等又はそのIP電話端末群以外の通信相手先の契約者回線番号等を短縮番号登録し、その短縮番号をダイヤルすることにより発信することができるようにする機能</p>		<p>_____</p>
	備考	<p>マネージドIP-PBXに限り提供します。</p>	

<p>オ コールパーク /コールピックアップ機能</p>	<p>この機能を利用するためにマネージドIP-PBX契約者が指定する2以上のIP電話端末番号により構成されるグループ(以下「IP電話グループ」といいます。)内のIP電話端末番号への着信を保留した場合に、その保留した通信をIP電話グループ内の他の任意のIP電話端末番号に着信させる機能又はIP電話グループ内のコールピックアップ対象番号(マネージドIP-PBX契約者が指定するIP電話端末番号であって代理応答の対象とする番号をいいます。)に係る通信を、IP電話グループ内の任意のIP電話端末番号に係る端末の操作により、その端末に代理応答させることができるようにする機能</p>		<p>_____</p>
	<p>備考 マネージドIP-PBXに限り提供します。</p>		
<p>カ クラス・オブ・サービス機能</p>	<p>通信可能な相手先について、拠点内通信(同一の拠点番号に係るIP電話端末番号又は拠点内線番号に係る端末設備間の通信をいいます。)以外の発信規制又は任意の番号等への発信規制のいずれかの発信規制をすることができるようにする機能</p>		<p>_____</p>
	<p>備考 1. マネージドIP-PBXに限り提供します。 2. クラス・オブ・サービス機能に係る提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>		

2 - 4 ユニバーサルサービス料

1 番号ごとに月額

料 金 額 (税 込 額)
8 円 (8 . 4 円)

(注) 上表のユニバーサルサービス料については1の契約者回線番号、I P 電話端末番号又は追加番号ごとに1番号として料金額を適用します。

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 単位料金区域の設定	<p>ア 当社は、当社が別に定めるところにより、単位料金区域（その区域内の契約者回線等からの区域外通信（2欄に規定する区域外通信をいいます。）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通信地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。</p> <p>イ 当社は、総合デジタル通信サービス営業所において、単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。</p>								
(2) 区域内通信、隣接区域内通信及び区域外通信の適用等	<p>ア 通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 一般通信</td> <td>契約者回線等から発信し、2又は3以外の通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 相互接続通信</td> <td>本邦内に終始する次の通信 相互接続点を經由する通信若しくはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を經由する通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 国際通信</td> <td>(1) 契約者回線等から発信し、本邦外の国若しくは地域に着信する通信 (2) 契約者回線等から発信し、本邦外の国若しくは地域に着信し、常に再発信して本邦内の携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備に着信する通信（以下「ジャパンモバイル」といいます。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）ジャパンモバイルは、通知不可能サービスであり、発信者番号通知を行うことはできません。</p>	種 類	内 容	1 一般通信	契約者回線等から発信し、2又は3以外の通信	2 相互接続通信	本邦内に終始する次の通信 相互接続点を經由する通信若しくはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を經由する通信	3 国際通信	(1) 契約者回線等から発信し、本邦外の国若しくは地域に着信する通信 (2) 契約者回線等から発信し、本邦外の国若しくは地域に着信し、常に再発信して本邦内の携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備に着信する通信（以下「ジャパンモバイル」といいます。）
種 類	内 容								
1 一般通信	契約者回線等から発信し、2又は3以外の通信								
2 相互接続通信	本邦内に終始する次の通信 相互接続点を經由する通信若しくはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を經由する通信								
3 国際通信	(1) 契約者回線等から発信し、本邦外の国若しくは地域に着信する通信 (2) 契約者回線等から発信し、本邦外の国若しくは地域に着信し、常に再発信して本邦内の携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備に着信する通信（以下「ジャパンモバイル」といいます。）								

区 分	内 容																
	<p>イ 通信のモードには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)デジタル 通信モード (64kb/s)</td> <td>64kbit/s で回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの(I S D Nについては B チャンネルに限り利用できます。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)通話モード</td> <td>回線交換方式により主としておおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの(I S D Nについては B チャンネルに限り利用できます。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 当社は、デジタル通信モード(64kb/s)による P H S 事業者との通信は、提供しません。 2 . 契約者は、その契約者回線等からデジタル通信モード(64kb/s)又は通話モードにより通信を行うことができます。 <p>ウ 当社は、通信料金を適用するため、契約者回線等からの一般通信及び相互接続通信を次のとおり区分します。</p> <p>(ア) 県内通信及び県間通信による区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県内通信</td> <td>同一の都府県(その都府県の区域について平成11年郵政省令第24号に定めがある場合は、その定めによります。)内に終始する通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県間通信</td> <td>県内通信以外の通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 区域内通信、隣接区域内通信及び区域外通信による区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 域 内 通 信</td> <td>同一の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等との間の通信又は同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信又は同一の単位料金区域内にある P H S 事業者の移動無線装置(携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置をいいます。以下同じとします。)との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(1)デジタル 通信モード (64kb/s)	64kbit/s で回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの(I S D Nについては B チャンネルに限り利用できます。)	(2)通話モード	回線交換方式により主としておおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの(I S D Nについては B チャンネルに限り利用できます。)	区 分	適用する通信	県内通信	同一の都府県(その都府県の区域について平成11年郵政省令第24号に定めがある場合は、その定めによります。)内に終始する通信	県間通信	県内通信以外の通信	区 分	適用する通信	区 域 内 通 信	同一の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等との間の通信又は同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信又は同一の単位料金区域内にある P H S 事業者の移動無線装置(携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置をいいます。以下同じとします。)との間の通信
種 類	内 容																
(1)デジタル 通信モード (64kb/s)	64kbit/s で回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの(I S D Nについては B チャンネルに限り利用できます。)																
(2)通話モード	回線交換方式により主としておおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの(I S D Nについては B チャンネルに限り利用できます。)																
区 分	適用する通信																
県内通信	同一の都府県(その都府県の区域について平成11年郵政省令第24号に定めがある場合は、その定めによります。)内に終始する通信																
県間通信	県内通信以外の通信																
区 分	適用する通信																
区 域 内 通 信	同一の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等との間の通信又は同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信又は同一の単位料金区域内にある P H S 事業者の移動無線装置(携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置をいいます。以下同じとします。)との間の通信																

区 分	内 容						
	<table border="1" data-bbox="518 506 1337 1084"> <tr> <td data-bbox="518 506 662 987">隣接区域内通信</td> <td data-bbox="662 506 1337 987">1の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等との間の通信又は1の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信若しくはその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内にあるPHS事業者の移動無線装置との間の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 987 662 1037">区域外通信</td> <td data-bbox="662 987 1337 1037">区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="518 1037 1337 1084">備考 区域内通信による区分は、県内通信のみにあります。</td> </tr> </table> <p data-bbox="491 1093 1358 1173">エ 契約者は、その契約者回線等から110、119等「1XY系(184及び186を除きます。)」の特殊番号等への通信は、行うことができません。</p>	隣接区域内通信	1の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等との間の通信又は1の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信若しくはその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内にあるPHS事業者の移動無線装置との間の通信	区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信	備考 区域内通信による区分は、県内通信のみにあります。	
隣接区域内通信	1の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等との間の通信又は1の単位料金区域内の総合デジタル通信取扱局の収容局設備に収容されている契約者回線等とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信若しくはその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内にあるPHS事業者の移動無線装置との間の通信						
区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信						
備考 区域内通信による区分は、県内通信のみにあります。							
(3) 通信時間の測定等	<p data-bbox="491 1238 1369 1413">ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。</p> <p data-bbox="491 1429 1002 1462">イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p data-bbox="491 1478 1369 1559">(ア) 回線の故障等、発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p data-bbox="491 1574 1369 1700">(イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、料金表第1表第2(通信料金)に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p>						

区 分	内 容												
(4) 通信地域間距離の測定	<p>通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社は、別に定めるところにより、単位料金区域の全域を一辺 2 km の正方形の区画（以下「方形区画」といいます。）に区分し、その方形区画にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 当社は、通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画を契約者回線等が収容されている総合デジタル通信取扱局（端末系事業者の端末系伝送路設備の場合は、その端末系伝送路設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内において、当社が指定します。</p> <p>ウ 当社は、総合デジタル通信サービス営業所において、各単位料金区域に対応するイで指定した方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。</p> <p>エ 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に 1 km 未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸方形区画} \\ \text{番号の差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸方形区画} \\ \text{番号の差} \times 2 \end{array} \right]^2} = \text{通信地域間距離}$												
(5) 昼間、夜間、深夜、早朝及び土曜日、日曜日、祝日の料金額の適用	<p>ア 昼間、夜間、深夜及び早朝とは、次の時間帯をいいます。</p> <p>ただし、イの区分による時間帯は除くものとします。</p> <table border="1" data-bbox="518 1319 1337 1565"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 間</td> <td>午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>午後 7 時から午後 11 時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日、日曜日、祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="518 1659 1337 1906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日、日曜日、祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時間帯	昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間	夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間	深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間	区 分	時間帯	土曜日、日曜日、祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間
区 分	時間帯												
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間												
夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間												
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間												
区 分	時間帯												
土曜日、日曜日、祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間												

区 分	内 容
	<p>ウ 国際通信に係る通信料金において、その通信が異なる曜日、祝日又は時間帯にわたる場合には、その通信が開始された曜日、祝日又は時間帯における料金額を適用します。</p> <p>エ 国際通信においては、2料金額の2 - 3に変更があった場合であって、その変更前に通信の開始があった場合には、変更前の料金額を適用します。</p> <p>オ 国際通信において、曜日、祝日又は時間帯によって通信料金が異なる場合は、本邦の暦によります。</p>
(6) 離島に関する通信料金の特例	<p>離島（本州以外で当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。）との間の通信については、1（適用）の（2）及び（4）並びに2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>ア 離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通信の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等とその離島内にある端末系事業者の端末系伝送路設備との間の通信については、隣接区域内通信に係る料金額を適用します。</p> <p>イ 当社は、アにおいて指定する単位料金区域名を当社が指定する総合デジタル通信サービス営業所において閲覧に供します。</p>
(7) 機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外のとき 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(8) 相互接続通信及び国際通信に係る料金額の設定	<p>相互接続通信及び国際通信に係る2料金額2 - 2及び2 - 3に定める料金額は、当社及び協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限り、）のサービスの提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。</p>

区 分	内 容																					
(9) I S D N のタイプ A のもののサービス品質（故障回復時間）に係る通信料金の適用	<p>ア 当社は、I S D N 契約者の責めによらない理由により、その I S D N（タイプ A に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その I S D N 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第 6 5 条（契約者の切分責任）の規定により、その I S D N 契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して 3 時間以上その状態が連続したときは、その I S D N 契約に係る通信料金（以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）第 4 5 条（利用中止）第 1 項の規定により I S D N の利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを I S D N 契約者に通知したとき。</p> <p>（イ）第 4 6 条（利用停止）第 1 項の規定により I S D N の利用を停止したとき。</p> <p>（ウ）その I S D N 契約者の責めによらない理由が別に定める I S D N の提供区間以外の区間において生じたものとき。</p> <p>（エ）故障の原因が、契約者回線の終端側にあった場合で、I S D N 契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その I S D N を全く利用できない状態が生じた日前の月間平均通信料金（当社が別に定める方法により計算した通信料金とします。以下、この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3 時間以上</td> <td style="text-align: center;">4 時間未満</td> <td style="text-align: center;">1 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 時間以上</td> <td style="text-align: center;">6 時間未満</td> <td style="text-align: center;">2 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 時間以上</td> <td style="text-align: center;">8 時間未満</td> <td style="text-align: center;">3 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 時間以上</td> <td style="text-align: center;">1 0 時間未満</td> <td style="text-align: center;">4 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 0 時間以上</td> <td style="text-align: center;">5 0 時間未満</td> <td style="text-align: center;">5 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 0 時間以上</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1 0 %</td> </tr> </tbody> </table>	アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）		料金返還率	3 時間以上	4 時間未満	1 %	4 時間以上	6 時間未満	2 %	6 時間以上	8 時間未満	3 %	8 時間以上	1 0 時間未満	4 %	1 0 時間以上	5 0 時間未満	5 %	5 0 時間以上		1 0 %
アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）		料金返還率																				
3 時間以上	4 時間未満	1 %																				
4 時間以上	6 時間未満	2 %																				
6 時間以上	8 時間未満	3 %																				
8 時間以上	1 0 時間未満	4 %																				
1 0 時間以上	5 0 時間未満	5 %																				
5 0 時間以上		1 0 %																				

区 分	内 容
	<p>ウ アの場合において、そのISDNを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となる時は、当社は、それぞれの故障回復時間（3時間以上のものに限ります。）を累積し、その故障回復時間に対応するイに規定する料金返還率に故障回復時間返還基準額を乗じて得た額を返還します。</p> <p>エ ア～ウまでの規定による料金返還は、返還対象料金月の翌月末（その月の当社の最終営業日とします。）までに、当社が別に定める方法によりISDN契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p> <p>（注）イに規定する当社が別に定める方法は、前12料金月の1カ月当たりの平均通信料金（前12料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、ISDNを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1カ月当たりの平均通信料金とします。）とします。</p>
<p>（10）共用型マネージドIP-PBXのもののサービス品質（故障回復時間）に係る通信料金の適用</p>	<p>ア 当社は、共用型マネージドIP-PBX契約者の責めによらない理由により、その共用型マネージドIP-PBXを全く利用できない状態（その共用型マネージドIP-PBX契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第65条（契約者の切分責任）の規定により、その共用型マネージドIP-PBX契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して3時間以上その状態が連続したときは、その共用型マネージドIP-PBX契約に係る通信料金（以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）第45条（利用中止）第1項の規定により共用型マネージドIP-PBXの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを共用型マネージドIP-PBX契約者に通知したとき。</p> <p>（イ）第46条（利用停止）第1項の規定により共用型マネージドIP-PBXの利用を停止したとき。</p> <p>（ウ）その共用型マネージドIP-PBX契約者の責めによらない理由が別に定める共用型マネージドIP-PBXの提供区間以外の区間において生じたものとき。</p>

区 分	内 容														
	<p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その共用型マネージドIP - PBXを全く利用できない状態が生じた日前の月間平均通信料金（当社が別に定める方法により計算した通信料金とします。以下、この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3時間以上 4時間未満</td> <td style="text-align: center;">1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4時間以上 6時間未満</td> <td style="text-align: center;">2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6時間以上 8時間未満</td> <td style="text-align: center;">3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8時間以上 10時間未満</td> <td style="text-align: center;">4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10時間以上 50時間未満</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50時間以上</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ アの場合において、その共用型マネージドIP - PBXを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間（3時間以上のものに限ります。）を累積し、その故障回復時間に対応するイに規定する料金返還率に故障回復時間返還基準額を乗じて得た額を返還します。</p> <p>エ ア～ウまでの規定による料金返還は、返還対象料金月の翌月末（その月の当社の最終営業日とします。）までに、当社が別に定める方法により共用型マネージドIP - PBX契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p> <p>(注) イに規定する当社が別に定める方法は、前12料金月の1カ月当たりの平均通信料金（前12料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、共用型マネージドIP - PBXを全く利用できない状態が生じた日前的実績が把握できる期間における1カ月当たりの平均通信料金とします。）とします。</p>	アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	3時間以上 4時間未満	1%	4時間以上 6時間未満	2%	6時間以上 8時間未満	3%	8時間以上 10時間未満	4%	10時間以上 50時間未満	5%	50時間以上	10%
アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
3時間以上 4時間未満	1%														
4時間以上 6時間未満	2%														
6時間以上 8時間未満	3%														
8時間以上 10時間未満	4%														
10時間以上 50時間未満	5%														
50時間以上	10%														

区 分	内 容										
(11) ISDNのタイプAのもののサービス品質(可用性)に係る通信料金の適用	<p>ア 当社は、ISDN(タイプAのものに限ります。以下、この欄において同じとします。)に係る契約者回線において、1年間(暦年とします。以下、この欄において同じとします。)における通信の可用性(当社が別に定める方法により算定するものとします。)が、99.9%を下回った場合は、そのISDN契約に係る通信料金(以下、「可用性返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、その1年間の中途において、ISDN契約に基づく契約者回線の提供の開始又はISDN契約の解除等があった場合は、その契約者回線について料金返還の対象外とします。</p> <p>イ アに規定する可用性返還料金額は、そのISDNに係る月間平均通信料金(当社が別に定める方法により計算した通信料金とします。以下、「可用性返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="587 936 1337 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 936 1046 987">可用性</th> <th data-bbox="1046 936 1337 987">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 987 1046 1032">99.7%以上 99.9%未満</td> <td data-bbox="1046 987 1337 1032">2.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1032 1046 1077">99.6%以上 99.7%未満</td> <td data-bbox="1046 1032 1337 1077">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1077 1046 1122">99.5%以上 99.6%未満</td> <td data-bbox="1046 1077 1337 1122">7.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1122 1046 1182">99.5%未満</td> <td data-bbox="1046 1122 1337 1182">10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ アの規定による可用性は、そのISDNを全く利用できない状態(そのISDN契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第65条(契約者の切分責任)の規定により、そのISDN契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して2時間以上その状態が連続したときを対象とし、その累積時間に基づき算定するものとします。</p> <p>エ 次のいずれかに該当する場合は、ウに規定する可用性の算定対象から除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 第45条(利用中止)による場合 (イ) 第46条(利用停止)に該当する場合 (ウ) 第49条(通信利用の制限)に該当する場合 (エ) 原因が契約者の機器にある等、ISDN契約者の責めに帰すべき事由による場合 (オ) 当社にとって不可抗力に該当する事由による場合 	可用性	料金返還率	99.7%以上 99.9%未満	2.5%	99.6%以上 99.7%未満	5%	99.5%以上 99.6%未満	7.5%	99.5%未満	10%
可用性	料金返還率										
99.7%以上 99.9%未満	2.5%										
99.6%以上 99.7%未満	5%										
99.5%以上 99.6%未満	7.5%										
99.5%未満	10%										

区 分	内 容
	<p>オ アの規定による料金返還は、99.9%を下回ったその1年間の翌年の2月末（その月の当社の最終営業日とします。）までに、当社が別に定める方法によりISDN契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p> <p>(注) イに規定する当社が別に定める方法は、その1年間における1料金月から12料金月までの1カ月当たりの平均通信料金とします。</p>

2 料金額

2 - 1 デジタル通信モード(64kb/s)又は通話モードによる一般通信のもの

(1) 県内通信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)			
		次の秒数ごとに区域内通信は7円(7.35円)、隣接区域内通信及び区域外通信については10円(10.5円)			
		昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝
区域内通信		180秒	180秒	180秒	180秒
隣接区域内通信		150秒	150秒	150秒	150秒
区域外通信	通信地域間距離				
	20kmまで				
	30kmまで	120秒	120秒	120秒	120秒
	60kmまで	120秒	120秒	120秒	120秒
60kmを超えるもの		90秒	90秒	90秒	90秒

(2) 県間通信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)			
		次の秒数ごとに10円(10.5円)			
		昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝
隣接区域内通信		150秒	150秒	150秒	150秒
区域外通信	通信地域間距離				
	20kmまで				
	30kmまで	120秒	120秒	120秒	120秒
	60kmまで	90秒	90秒	90秒	90秒
	100kmまで	60秒	60秒	60秒	60秒
	160kmまで	36秒	36秒	36秒	36秒
160kmを超えるもの		36秒	36秒	36秒	36秒

2 - 2 相互接続通信のもの

2 - 2 - 1 デジタル通信モード(64kb/s)又は通話モードによる端末系事業者との通信に係るもの

(1) 県内通信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)				
		次の秒数ごとに区域内通信は7円 (7 . 3 5 円)、隣接区域内通信及び区域外通信については10円 (1 0 . 5 円)				
		昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
区域内通信		180秒		180秒	180秒	180秒
隣接区域内通信		150秒	150秒	150秒	150秒	
区域外通信	通信地域間距離	20kmまで	120秒	120秒	120秒	120秒
	30kmまで					
	60kmまで	120秒	120秒	120秒	120秒	120秒
	60kmを超えるもの	90秒	90秒	90秒	90秒	90秒

(2) 県間通信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)				
		次の秒数ごとに10円 (1 0 . 5 円)				
		昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝	
隣接区域内通信		150秒		150秒	150秒	150秒
区域外通信	通信地域間距離	20kmまで	120秒	120秒	120秒	120秒
	30kmまで					
	60kmまで	60秒	60秒	60秒	60秒	60秒
	100kmまで	36秒	36秒	36秒	36秒	36秒
	160kmまで	36秒	36秒	36秒	36秒	36秒
	160kmを超えるもの	36秒	36秒	36秒	36秒	36秒

2 - 2 - 2 P H S 事業者との通信に係るもの

(1) 県内通信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)
		次の秒数までごとに 1 0 円 (1 0 . 5 円)
区域内通信		6 0 秒
隣接区域内通信		4 5 秒
区 域 外 通 信	通信地域間距離	
	2 0 k m まで	
	3 0 k m まで	4 5 秒
	6 0 k m まで	4 5 秒
	1 0 0 k m まで	4 5 秒
	1 0 0 k m を超えるもの	4 5 秒
上記通信料のほかに通信 1 回毎に		1 0 円 (1 0 . 5 円)

(2) 県間通信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)
		次の秒数までごとに 1 0 円 (1 0 . 5 円)
隣接区域内通信		3 5 秒
区 域 外 通 信	通信地域間距離	
	2 0 k m まで	
	3 0 k m まで	3 5 秒
	6 0 k m まで	3 0 秒
	1 0 0 k m まで	2 5 秒
	1 0 0 k m を超えるもの	2 0 秒
上記通信料のほかに通信 1 回毎に		1 0 円 (1 0 . 5 円)

2 - 2 - 3 携帯・自動車電話事業者との通信に係るもの

2 0 秒までごとに次に規定する額 (税込額)	6 . 6 6 円 (6 . 9 9 3 円)
備考 通信ごとの通信料金の算定に当たっては、料金表通則 5 (端数処理) の規定は適用しません。	

2 - 2 - 4 I P電話事業者との通信に係るもの

180秒までごとに次に規定する額(税込額)	10円(10.5円)
-----------------------	------------

2 - 3 国際通信のもの

(1) (2)から(3)以外の国際通信

区 分		6秒までごとに次に規定する額			
		昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日		
アイスランド共和国		8円	6円	6円	6円
アイルランド	ダブリン	7円	7円	7円	7円
	上記以外	8円	8円	8円	8円
アゼルバイジャン共和国		11円	10円	10円	10円
アセンション島		16円	16円	16円	16円
アゾレス諸島		14円	11円	11円	11円
アフガニスタン・イスラム国		25円	21円	21円	21円
アメリカ合衆国	ニューヨーク	1円	1円	1円	1円
	上記以外	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
アラスカ(再掲)		1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
アラブ首長国連邦		14円	11円	11円	11円
アルジェリア民主人民共和国		12円	10円	10円	10円
アルゼンチン共和国		12円	10円	10円	10円
アルバ		14円	14円	14円	14円
アルバニア共和国		10円	9円	9円	9円
アルメニア共和国		11円	10円	10円	10円
アンギラ		12円	11円	11円	11円
アンゴラ共和国		12円	11円	11円	11円
アンティグア・バーブーダ		14円	11.5円	11.5円	11.5円
アンドラ公国		9円	8円	8円	8円
イエメン共和国		14円	11円	11円	11円
イスラエル国	テルアビブ	10円	9円	9円	9円

	上記以外	12円	10円	10円	10円
イタリア共和国		7円	6円	6円	6円
イラク		14円	12円	12円	12円
イラン・イスラム共和国		14円	11円	11円	11円
インド		10円	10円	10円	10円
インドネシア共和国		7円	5円	5円	5円
ウガンダ共和国		12円	11円	11円	11円
ウクライナ		11円	10円	10円	10円
ウズベキスタン共和国		11円	10円	10円	10円
ウルグアイ東方共和国		12円	10円	10円	10円
英領バージン諸島		13円	13円	13円	13円
エクアドル共和国		12円	10円	10円	10円
エジプト・アラブ共和国		14円	11円	11円	11円
エストニア共和国		11円	9円	9円	9円
エチオピア連邦民主共和国		14円	12円	12円	12円
エリトリア国		14円	12円	12円	12円
エルサルバドル共和国		12円	10円	10円	10円
オーストラリア	シドニー	3円	3円	3円	3円
	上記以外	5円	5円	5円	5円
オーストラリア イーイクス テリトリーズ		40円	40円	40円	40円
オーストリア共和国		7円	6円	6円	6円
オマーン国		12円	10円	10円	10円
オランダ王国		7円	6円	6円	6円
オランダ領アンティール		13円	13円	13円	13円
ガーナ共和国		13円	10円	10円	10円
カーボベルデ共和国		15円	15円	15円	15円
ガイアナ協同共和国		14円	12円	12円	12円
カザフスタン共和国		11円	10円	10円	10円
カタール国		12円	10円	10円	10円
カナダ		4円	4円	4円	4円
カナリア諸島		7円	6円	6円	6円
ガボン共和国		12円	10円	10円	10円
カメルーン共和国		13円	11円	11円	11円
ガンビア共和国		14円	12.5円	12.5円	12.5円
カンボジア王国		10円	9円	9円	9円

ギニア共和国		14円	12円	12円	12円
ギニアビサウ共和国		14円	12円	12円	12円
キプロス共和国	タキツェ デパトメント	10円	9円	9円	9円
	上記以外	13円	11円	11円	11円
キューバ共和国		13円	13円	13円	13円
ギリシャ共和国		7円	6円	6円	6円
キリバス共和国		20円	16円	16円	16円
キルギス共和国		11円	10円	10円	10円
グアテマラ共和国		12円	10円	10円	10円
グアドループ島		12円	10円	10円	10円
グアム		5円	3円	3円	3円
クウェート国		12円	10円	10円	10円
クック諸島		20円	20円	20円	20円
クリスマス島		14円	12円	12円	12円
グリーンランド		11円	9円	9円	9円
グルジア		11円	10円	10円	10円
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	ロンドン	2円	2円	2円	2円
	上記以外	4円	4円	4円	4円
グレナダ		14円	11円	11円	11円
クロアチア共和国		11円	9円	9円	9円
ケイマン諸島		13円	12円	12円	12円
ケニア共和国		13円	11円	11円	11円
コートジボワール共和国		12円	10円	10円	10円
ココス・キーリング諸島		14円	12円	12円	12円
コスタリカ共和国		12円	10円	10円	10円
コモロ・イスラム連邦共和国		14円	14円	14円	14円
コロンビア共和国		12円	10円	10円	10円
コンゴ共和国		14円	13円	13円	13円
コンゴ民主共和国		14円	13円	13円	13円
サイパン		5円	4円	4円	4円
サウジアラビア王国		12円	10円	10円	10円
サモア独立国		16円	16円	16円	16円
サントメ・プリンシペ民主共和国		26円	26円	26円	26円

ザンビア共和国		12円	11円	11円	11円
サンピエール島・ミクロン島		9円	7円	7円	7円
サンマリノ共和国		8円	7円	7円	7円
シエラレオネ共和国		14円	12円	12円	12円
ジブチ共和国		20円	20円	20円	20円
ジブラルタル		10円	9円	9円	9円
社会主義人民リビア・アラブ 国		13円	11円	11円	11円
ジャマイカ		14円	11円	11円	11円
シリア・アラブ共和国		12円	10円	10円	10円
シンガポール共和国		7円	6円	6円	6円
ジンバブエ共和国		12円	11円	11円	11円
スイス 連邦	ジュネーブ、チューリッヒ	6円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
スウェーデン 王国	ストックホルム	6円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
スーダン共和国		12円	11円	11円	11円
スペイン	マドリッド	5円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
スリナム共和国		13円	11円	11円	11円
スペイン領北アフリカ		14円	11円	11円	11円
スリランカ民主社会主義共和 国		11円	10円	10円	10円
スロバキア共和国		11円	9円	9円	9円
スロベニア共和国		11円	9円	9円	9円
スワジランド王国		12円	11円	11円	11円
セイシェル共和国		14円	12円	12円	12円
赤道ギニア共和国		14円	12円	12円	12円
セネガル共和国		14円	12円	12円	12円
セルビア・モンテネグロ		11円	9円	9円	9円
セントクリストファー・ネイ ビス		13円	11円	11円	11円
セントビンセント及びグレナ ディーン諸島		13円	11円	11円	11円
セントヘレナ島		15円	15円	15円	15円

セントルシア		13円	11円	11円	11円
ソマリア民主共和国		13円	13円	13円	13円
ソロモン諸島		20円	20円	20円	20円
タークス及びカイコス諸島		13円	11円	11円	11円
タイ王国	バンコク	5円	4円	4円	4円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
大韓民国	ソウル	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円
	上記以外	5円	4円	4円	4円
台湾	台北	4円	2.5円	2.5円	2.5円
	上記以外	6円	4円	4円	4円
タジキスタン共和国		11円	10円	10円	10円
タンザニア連合共和国		12円	11円	11円	11円
チェコ共和国		11円	10円	10円	10円
チャド共和国		17円	17円	17円	17円
中央アフリカ共和国		14円	13円	13円	13円
中華人民 共和国	北京、上海	4円	3円	3円	3円
	香港	5円	5円	5円	5円
	マカオ	7円	6円	6円	6円
	上記の各都市以外	6円	5円	5円	5円
チュニジア共和国		13円	11円	11円	11円
朝鮮民主主義人民共和国		10円	10円	10円	10円
チリ共和国		12円	10円	10円	10円
ツバル		20円	20円	20円	20円
ディエゴ・ガルシア		30円	30円	30円	30円
デンマー ク王国	コペンハーゲン	5円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
ドイツ連 邦共和国	フランクフルト	5円	5円	5円	5円
	上記以外	6円	6円	6円	6円
トーゴ共和国		14円	12円	12円	12円
トケラウ諸島		20円	16円	16円	16円
ドミニカ共和国		12円	10円	10円	10円
ドミニカ国		12円	10円	10円	10円
トリニダード・トバコ共和国		13円	11円	11円	11円
トルクメニスタン		11円	10円	10円	10円
トルコ共和国		10円	9円	9円	9円

トンガ王国		11円	10円	10円	10円
ナイジェリア連邦共和国		12円	10円	10円	10円
ナウル共和国		18円	18円	18円	18円
ナミビア共和国		13円	11円	11円	11円
ニウエ		20円	20円	20円	20円
ニカラグア共和国		12円	10円	10円	10円
ニジェール共和国		12円	10円	10円	10円
ニューカレドニア		18円	18円	18円	18円
ニュージー ランド	オークランド	5円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	7円	7円	7円
ネパール王国		15円	15円	15円	15円
ノーフォーク島		20円	20円	20円	20円
ノルウェー王国		7円	6円	6円	6円
バーレーン国		12円	10円	10円	10円
ハイチ共和国		12円	12円	12円	12円
パキスタン・ イスラム共和国	カラチ	9円	9円	9円	9円
	上記以外	11円	10円	10円	10円
パチカン市国		7円	6円	6円	6円
パナマ共和国		12円	10円	10円	10円
バヌアツ共和国		20円	20円	20円	20円
バハマ国		13円	11円	11円	11円
バプアニューギニア		11円	10円	10円	10円
バミューダ諸島		9円	7円	7円	7円
バラオ共和国		13円	13円	13円	13円
バラグアイ共和国		12円	10円	10円	10円
バルバドス		13円	11円	11円	11円
ハワイ(再掲)		1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
ハンガリー共和国		11円	9円	9円	9円
バングラデシュ 人民共和国	ダッカ	9円	8円	8円	8円
	上記以外	11円	9円	9円	9円
東ティモール		14円	11円	11円	11円
フィジー共和国		11円	9円	9円	9円
フィリピン 共和国	マニラ	4円	4円	4円	4円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
フィンラン	ヘルシンキ	5円	5円	5円	5円

ド共和国	上記以外	7円	6円	6円	6円
ブータン王国		11円	9.5円	9.5円	9.5円
プエルトリコ		12円	10円	10円	10円
フェロー諸島		7円	6円	6円	6円
フォークランド諸島		14円	12円	12円	12円
ブラジル連邦 共和国	リオデジャネイロ	7円	7円	7円	7円
	上記以外	10円	7円	7円	7円
フランス共和国	パリ	5円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
フランス領ギアナ		12円	10円	10円	10円
フランス領ポリネシア		11円	11円	11円	11円
フランス領ワリス・フテユナ 諸島		18円	18円	18円	18円
ブルガリア共和国		10円	9円	9円	9円
ブルキナファソ		12円	10円	10円	10円
ブルネイ・ダルサラーム国		7円	6円	6円	6円
ブルンジ共和国		13円	11円	11円	11円
米領サモア		11円	9円	9円	9円
米領バージン諸島		12円	10円	10円	10円
ベトナム社会主義共和国		9円	8.5円	8.5円	8.5円
ベナン共和国		14円	12円	12円	12円
ベネズエラ共和国		13円	11円	11円	11円
ベラルーシ共和国		11円	10円	10円	10円
ベリーズ		12円	10円	10円	10円
ペルー共和国		10円	9円	9円	9円
ベルギー 王国	ブリュッセル	5円	5円	5円	5円
	上記以外	7円	6円	6円	6円
ポーランド共和国		11円	9円	9円	9円
ボスニア・ヘルツェゴビナ		11円	9.5円	9.5円	9.5円
ボツワナ共和国		13円	11円	11円	11円
ボリビア共和国		12円	10円	10円	10円
ポルトガル共和国		7円	5円	5円	5円
香港（再掲）		5円	5円	5円	5円
ホンジュラス共和国		12円	12円	12円	12円
マーシャル諸島共和国		11円	10円	10円	10円

マイヨット島		24円	19円	19円	19円
マカオ(再掲)		7円	6円	6円	6円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国		11円	10円	10円	10円
マダガスカル共和国		13円	11円	11円	11円
マディラ諸島		14円	11円	11円	11円
マラウイ共和国		13円	11円	11円	11円
マリ共和国		13円	12円	12円	12円
マルタ共和国		8円	6円	6円	6円
マルチニーク島		12円	11円	11円	11円
マレーシア	クアラルンプール	5円	4円	4円	4円
	上記以外	7円	5円	5円	5円
ミクロネシア連邦		10円	9円	9円	9円
南アフリカ共和国	ヨハネスバーグ	10円	9円	9円	9円
	上記以外	12円	10円	10円	10円
ミャンマー連邦		25円	25円	25円	25円
メキシコ合衆国		9円	7円	7円	7円
モーリシャス共和国		11円	9円	9円	9円
モーリタニア・イスラム共和国		13円	11円	11円	11円
モザンビーク共和国		13円	11円	11円	11円
モナコ公国		7円	6円	6円	6円
モルディヴ共和国		11円	10円	10円	10円
モルドバ共和国		11円	9円	9円	9円
モロッコ王国		13円	11円	11円	11円
モンゴル国		10円	8円	8円	8円
モンセラット		13円	11円	11円	11円
ヨルダン・ハシミテ王国		13円	11円	11円	11円
ラオス人民民主共和国		9円	9円	9円	9円
ラトビア共和国		11円	10円	10円	10円
リトアニア共和国		11円	9円	9円	9円
リヒテンシュタイン公国		7円	6円	6円	6円
リベリア共和国		14円	12.5円	12.5円	12.5円
ルーマニア		11円	9円	9円	9円
ルクセンブルグ大公国		7円	6円	6円	6円

ルワンダ共和国		13円	11円	11円	11円
レソト王国		13円	11円	11円	11円
レバノン共和国		13円	11円	11円	11円
レユニオン		13円	13円	13円	13円
ロシア連邦	モスクワ	9円	8円	8円	8円
	上記以外	11円	9円	9円	9円
インマルサット - A		73円	73円	73円	73円
インマルサット - B		45円	45円	45円	45円
インマルサット - M		50円	50円	50円	50円
インマルサット - ミニM		43円	43円	43円	43円
備考					
1. 通信ごとの通信料金の算定に当たっては、料金表通則5(端数処理)の規定は適用しません。					
2. 各インマルサットの着信先とする区域は次のとおりとします。 インマルサット - Aは、インマルサットA型の無線設備を着信先とする区域 インマルサット - Bは、インマルサットB型の無線設備を着信先とする区域 インマルサット - Mは、インマルサットM型の無線設備を着信先とする区域 インマルサット - ミニMは、インマルサットミニM型の無線設備を着信先とする区域					
3. インマルサットシステムに係る移動地球局には、電波法(昭和25年11月30日号外法律第131号)及び無線設備規則(昭和25年11月30日号外電波監理委員会規則第18号)に定めるインマルサットA型、インマルサットB型、インマルサットM型及びインマルサットミニM型の区別があります。					
4. インマルサット - AからミニM以外の地域区分の中に、インマルサット - AからミニMに係る区域は含まれないものとします。					

(2) ジャパンモバイル

1分までごとに次に規定する額	24円
----------------	-----

(3) デジタル通信モードによる国際通信

(単位：円)

地域	料金額	最初の30秒まで	最初の30秒経過後 6秒までごとに
アイルランド		204円	23円
アメリカ合衆国(ハワイ・ アラスカを含みます。)		160円	15円
アラブ首長国連邦		232円	30円
アルゼンチン共和国		260円	34円
アンドラ公国		212円	23円
イスラエル国		232円	30円
イタリア共和国		204円	23円
インド		232円	30円
インドネシア共和国		176円	16円
ウクライナ		204円	23円
オーストラリア		176円	18円
オーストリア共和国		204円	23円
オランダ王国		204円	23円
カナダ		160円	15円
ギリシャ共和国		204円	23円
クリスマス島		176円	18円
グレート・ブリテン及び北 部アイルランド連合王国		204円	23円
クロアチア共和国		204円	23円
ココス・キーリング諸島		176円	18円
サンマリノ共和国		204円	23円
シンガポール共和国		176円	16円
スイス連邦		204円	23円
スウェーデン王国		204円	23円
スペイン		204円	23円
スリランカ民主社会主義 共和国		232円	30円
スロバキア共和国		204円	23円
スロベニア共和国		204円	23円
タイ王国		176円	16円

大韓民国	1 6 0 円	1 5 円
台湾	1 7 6 円	1 5 円
チェコ共和国	2 0 4 円	2 3 円
中華人民共和国	1 7 6 円	1 5 円
チリ共和国	2 6 0 円	3 4 円
デンマーク王国	2 0 4 円	2 3 円
ドイツ連邦共和国	2 0 4 円	2 3 円
トルコ共和国	2 0 4 円	2 3 円
ニュージーランド	1 7 6 円	1 8 円
ノルウェー王国	2 0 4 円	2 3 円
バチカン市国	1 7 6 円	1 6 円
ハンガリー共和国	2 0 4 円	2 3 円
フィリピン共和国	1 7 6 円	1 6 円
フィンランド共和国	2 0 4 円	2 3 円
プエルトリコ	2 6 0 円	3 4 円
ブラジル連邦共和国	2 5 2 円	3 4 円
フランス共和国	2 0 4 円	2 3 円
ベルギー王国	2 0 4 円	2 3 円
ポーランド共和国	2 0 4 円	2 3 円
ポルトガル共和国	2 0 4 円	2 3 円
香港	1 7 6 円	1 5 円
マカオ	1 7 6 円	1 5 円
マレーシア	1 7 6 円	1 6 円
南アフリカ共和国	2 6 0 円	3 4 円
メキシコ合衆国	2 6 0 円	3 4 円
モナコ公国	2 0 4 円	2 3 円
リトアニア共和国	2 0 4 円	2 3 円
リヒテンシュタイン公国	2 0 4 円	2 3 円
ルクセンブルク大公国	2 0 4 円	2 3 円
ロシア連邦	2 0 4 円	2 3 円

第3 手続きに関する料金

1 電話帳掲載に関する料金

区 分		単 位	料金額
50音別電話帳	電話帳掲載に係る 手続料	1 契約者回線番号又は 1 IP電話端末番号 ごとに	別に算定する実費
	電話帳掲載料	電話帳発行のつど 1 掲載ごとに	別に算定する実費

2 番号ポータビリティに関する料金

区 分	単 位	料金額
(1)申込処理手続料	1 契約者回線番号又は 1 IP電話端末番号ごとに	別に算定する実費
(2)解約処理手続料	1 契約者回線番号又は 1 IP電話端末番号ごとに	別に算定する実費

3 電話番号案内の手続きに関する料金

区 分	単 位	料金額
電話番号案内の登録に係る手続料	1 契約者回線番号又は 1 IP電話端末番号ごとに	別に算定する実費

第2表 工事費

1 適用

(1) 契約者回線に係る工事費（接続契約者回線に係る工事費を含みます。）の適用

区 分	内 容
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する契約者回線について適用します。
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア 回線終端装置に係る工事 回線終端装置の工事を要する場合（パッケージの追加・取替えを含みます。）に適用します。</p> <p>イ 配線設備に係る工事 配線設備の工事を要する場合に適用します。</p> <p>ウ 取扱局内工事 総合デジタル通信取扱局の収容局設備等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>エ 付加機能に係る工事 付加機能の利用の開始、変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>

(2) 特定他社接続回線に係る工事費の適用

工事費の適用	
ア 特定他社接続回線に係る工事費の適用	当社は、特定他社接続回線に係る工事費について、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する工事に関する費用の適用に準じて取り扱うほか、当該特定事業者との間で締結した相互接続協定に規定する工事費を適用して取り扱います。
イ 工事費の適用除外及び減額の適用	当社は、2の(2)(特定他社接続回線に係る工事費の額)の規定にかかわらず、当該特定事業者との間で締結した相互接続協定に基づき、又は工事の態様等を勘案して、その工事費の額について適用を除外すること又は減額して適用することがあります。

(3) I P 電話端末接続用ポートに係る工事費の適用

区 分	内 容
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する I P 電話端末接続用ポートについて適用します。
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア テナント設定工事 当社が別に定めるところにより適用します。</p> <p>イ テナント共通サービス設定工事 当社が別に定めるところにより適用します。</p> <p>ウ I P 電話登録工事 当社が別に定めるところにより適用します。</p> <p>エ 付加機能設定工事 付加機能の利用の開始、変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>

(4) 専用型マネージド I P - P B X の I P 電話端末に係る工事費の適用

区 分	内 容
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する I P 電話端末 (I P 電話端末以外の専用型マネージド I P - P B X に係る設備を含みます。以下、この表において同じとします。) について適用します。
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア I P 電話端末に係る工事 当社が別に定めるところにより適用します。</p> <p>イ 付加機能設定工事 付加機能の利用の開始、変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>

2 工事費の額

(1) 契約者回線に係る工事費（接続契約者回線に係る工事費を含みます。）の額

工事の種類		単 位	工事費の額（税込額）
回線終端装置に係る工事		1の工事ごとに	別に算定する実費
配線設備に係る工事		1の工事ごとに	別に算定する実費
取扱局内工事		1の工事ごとに	5,000円(5,250円)
付加機能に係る工事	番号情報送出機能に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
	代表機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)

(2) 特定他社接続回線に係る工事費の額

工事費の額
特定事業者の定める専用サービス契約約款及び相互接続協定に規定する工事費の額

(3) IP電話端末接続用ポートに係る工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額（税込額）
テナント設定工事		1の工事ごとに	11,000円(11,550円)
テナント共通サービス設定工事		1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
IP電話登録工事		1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
付加機能に係る工事	番号情報送出機能に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
	代表機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
	システム短縮ダイヤル機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
	コールパーク/コールピックアップ機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
	クラス・オブ・サービス機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)
	メッセージボックス機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,300円(1,365円)

1. 「共用型マネージドIP-PBX契約の申込み又はIP電話端末接続用ポートの増設請求」の場合であって工事の着手後完了前にその共用型マネージドIP-PBX契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合のテナント設定工事、テナント共通サービス設定工事及びIP電話登録工事に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。
2. そのIP電話端末接続用ポートが共用型マネージドIP-PBX契約の解除又はIP電話端末接続用ポートの廃止請求と同時に「共用型マネージドIP-PBX契約の申込み又はIP電話端末接続用ポートの増設請求」を行うこととなる場合のテナント設定工事、テナント共通サービス設定工事及びIP電話登録工事に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。
3. 当社は、共用型マネージドIP-PBX契約者から次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の工事費の額は、上表の工事費の額にかかわらず、次表に規定する工事費の額を適用します。

工事を施工する時間帯	工事費の額
午後5時から翌日の午前9時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）にあっては、終日とします。）	別に算定する実費

(4) 専用型マネージドIP-PBXのIP電話端末に係る工事費の額

1の工事ごとに

工事の種類		工事費の額（税込額）
IP電話端末に係る工事	ア 専用型マネージドIP-PBXの申込み又はIP電話端末の増設請求の場合	8,000円（8,400円）
	イ ア以外のIP電話端末に係る請求の場合	別に算定する実費
付加機能に係る工事	番号情報送出機能に関する工事の場合	1,300円（1,365円）
	代表機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1,300円（1,365円）
	システム短縮ダイヤル機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1,300円（1,365円）
	コールパーク/コールピックアップ機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1,300円（1,365円）
	クラス・オブ・サービス機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1,300円（1,365円）
	メッセージボックス機能の利用開始又は利用変更に関する工事の場合	1,300円（1,365円）

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 10 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 3 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 11 月 12 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定により、改正前の電話サービス契約約款は、総合デジタル通信サービス契約約款と名称を変更します。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している「電話契約」は、この改正規定実施の日において、「ISDN契約」とみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 26 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 5 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 19 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している「総合デジタル通信サービス」は、この改正規定実施の日において、「ISDN」に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している「契約者」は、この改正規定実施の日において、「ISDN契約者」とみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (KVH - V1)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (KVH - V2)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (KVH - V3)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 8 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - V 4)

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

附 則 (K V H - V 5)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 4 月 21 日から実施します。

附 則 (K V H - V 6)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則 (K V H - V 7)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - V 8)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 19 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - V 9)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 13 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前
のとおりとします。

附 則（KVH - V10）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則（KVH - V11）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につい
ては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前
のとおりとします。

附 則（KVH - V12）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年10月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につい
ては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前
のとおりとします。

附 則（KVH - V13）

（実施期日）

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附 則（KVH - V14）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年5月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につい
ては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前
のとおりとします。

附 則（KVH - V15）

（実施期日）

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。